

安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要）

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、高い安全意識を有し、適切な安全活動を実践している職長等の企業内外における評価を高めるとともに、顕彰された職長等がより広く活躍できるよう支援を行い、当該職長等がさらに企業内外における安全活動の核として活動することにより、事業場における安全活動の活性化を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が10年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の9月30日から遡って過去5年以上、休業4日以上の災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 職長等として担当した現場外において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年内に、休業4日以上の災害が発生しており、当該災害の内容及びその職務内容を鑑み、顕彰審査委員会にて対象と認められないと判断した場合は、顕彰しない。
- (4) 所属する事業場（※）において、顕彰年度の9月30日から遡って過去1年内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している場合又は労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法及び労働基準法の重大な違反、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。

※建設業の場合、直近上位の店社及びそれに属する現場

(5) 所属する事業場（※）において、顕彰年度の9月30日から遡って過去3年以内に、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定のある場合、顕彰しない。
※建設業の場合、直近上位の店社及びそれに属する現場

5 顕彰の方法

顕彰は、受賞者に顕彰状及び徽章を授与して行う。